

○国土交通省告示第九百八十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容の一部改正）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検

の時期及び内容（令和四年国土交通省告示第八百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の十八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第五条の二に規定する認定対象建築物（認定対象住戸（共同住宅等に含まれる一の住戸であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の十八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 一〃四（略）	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第五条の二に規定する認定対象建築物（認定対象住戸（共同住宅等に含まれる一の住戸であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 一〃四（略）

（令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部改正）

第二条 令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	一 (略) 二 地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）<u>第五条の十八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。</u>
改正前	一 (略) 二 地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）<u>第五条の八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。</u>

附 則

この告示は、令和七年十一月二十八日から施行する。